

鹿屋市地域福祉推進計画

令和5年度～令和9年度



社会福祉法人 鹿屋市社会福祉協議会

目 次

第1章 地域福祉推進計画の策定にあたって

1 計画策定の目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の構成	1
4 計画の期間と進行管理	1～2

第2章 基本的な考え方と計画の体系

1 基本目標	3
2 基本計画	3
3 実施計画	3
4 推進計画の体系	4

第3章 実施計画の内容

1 地域福祉活動の推進	5
2 福祉教育やボランティア活動の推進	15
3 いきいきとした日常生活の支援	22～29

関連資料

1 計画策定のための組織体制	30
2 地域福祉推進計画策定スケジュール	31
3 作業部会におけるスケジュール	32～33
4 地域福祉活動推進計画評価シート	34

第1章

地域福祉推進計画の策定にあたって

第1章 地域福祉推進計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

現在、単年度ごとの「事業計画」に基づいて、地域福祉活動を推進しているが、今後の福祉ニーズへの対応や地域が抱える課題を効果的に解決するためには、活動の基本的な方向性や中・長期的な取り組みの目標値を定め、計画的な活動の推進が必要であることから、今回、地域福祉活動計画に準じた計画として、今後5年間の数値目標を定めた地域福祉推進計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

地域福祉推進計画は、第2期鹿屋市地域福祉活動計画の後継計画として、地域福祉活動計画に準じて、当会の地域福祉推進の目標や活動の方向性、活動内容、視点等を明らかにするとともに、活動及び地域住民や関係機関等との連携・協働による福祉活動を推進していくための具体的な数値目標を定めた中期的な計画です。

3 計画の構成

この推進計画は、基本目標として3つの目標を掲げるとともに、それぞれの目標達成のための基本計画と、さらに、基本計画ごとに具体的な実施計画を定めています。

4 計画の期間と進行管理

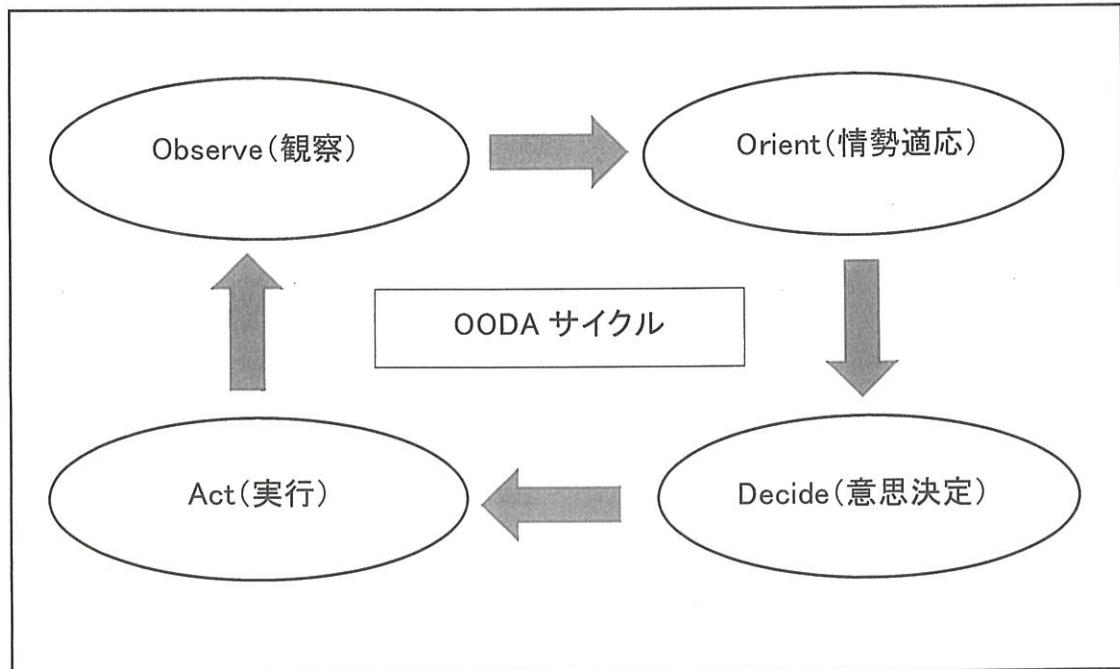
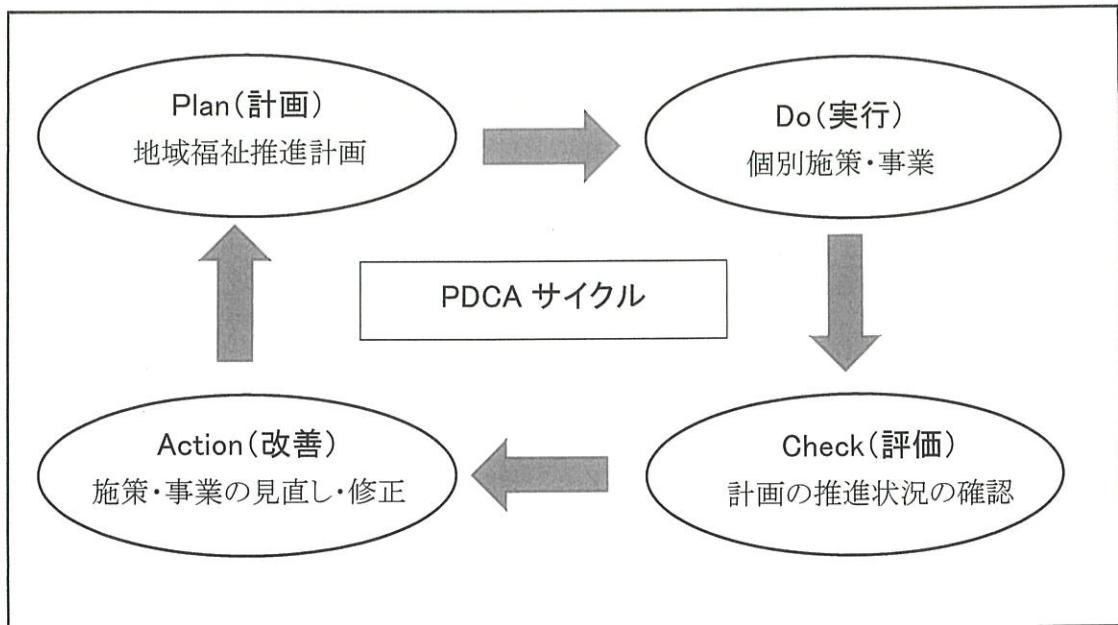
本計画の計画期間は令和5年度から令和9年度までの5か年とします。

毎年度、進行管理を適切に行うとともに、計画期間内であっても、関係法令や制度改正、社会情勢の著しい変化をはじめ、地域における重大な課題やニーズ等が明らかにあった場合には、そうした状況に対応した取組みができるよう、必要に応じて計画の見直しを行います。

◇計画期間

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
鹿屋市地域福祉推進計画				

※この計画は、「PDCAサイクル」を基本に、日常業務において職員間で協議しながら計画を実行していきます。なお、災害など想定外の事態が起こった場合には、臨機応変な対応が必要であることから、「OODA(ウーダ)ループ」の考え方をふまえた対応も検討します。



第2章

基本的な考え方と計画の体系

第2章 基本的な考え方と計画の体系

1 基本目標

基本目標は、地域福祉活動のねらい、性格、基本的な視点を示したもので、次の3つの基本目標を定め、必要な事業や活動を展開していきます。

- ささえあいの輪を広げるまちづくり
- 思いやりの心を育むまちづくり
- 安心して暮らせるまちづくり

2 基本計画

基本計画は、基本目標を達成していくために取り組むべき事業や活動を体系的に整理したものです。

(1) 地域福祉活動の推進

地域住民がお互いに協力し合い、地域ぐるみで支え合う仕組みづくりを推進します。また、総合的な相談体制の充実に努めます。

(2) 福祉教育やボランティア活動の推進

人や地域を思いやる「福祉の心」の醸成を図り、福祉に対する理解と関心を深め、ボランティア活動の推進やその環境づくりに努めます。

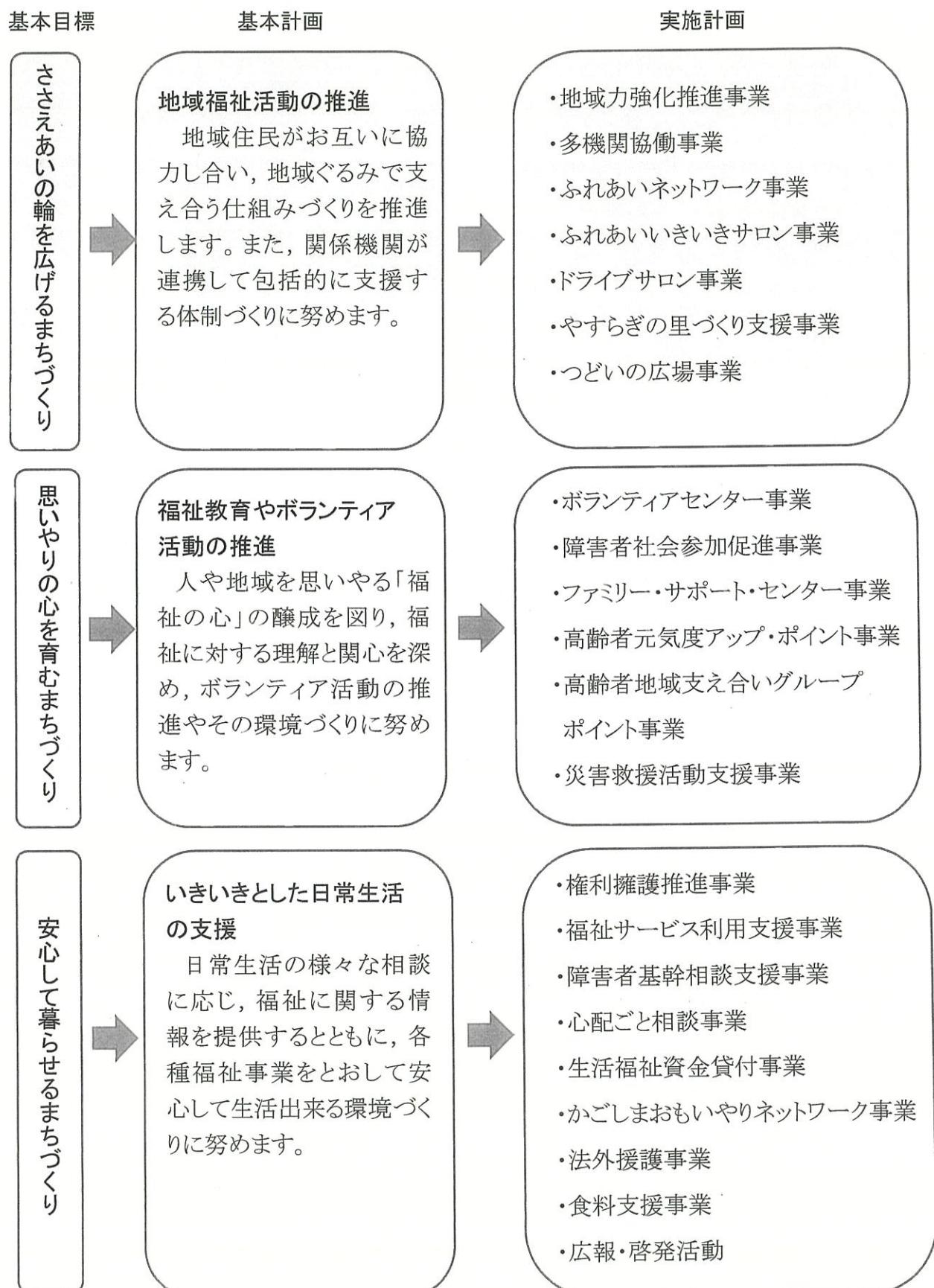
(3) いきいきとした日常生活の支援

日常生活の様々な相談に応じ、福祉に関する情報を提供するとともに、各種福祉事業をとおして安心して生活出来る環境づくりに努めます。

3 実施計画

実施計画は、基本計画を具体的に進めていくためのものであり、その内容は、基本計画に沿った計画立てとなっています。

4 推進計画の体系



第3章

実施計画の内容

第3章 実施計画の内容

1 地域福祉活動の推進

地域住民がお互いに協力し合い、地域ぐるみで支え合う仕組みづくりを推進します。また、関係機関が連携して包括的に支援する体制づくりに努めます。

(1) 地域力強化推進事業

すべての人々が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会の実現」を目指し、町内会や自治会、コミュニティ協議会等の区域において、地域福祉推進基礎組織（地域福祉協議会）を設立し運営することで、当該地域住民が主体的に、地域の問題を「他人事」ではなく「我が事」としてとらえ、その問題を住民同士で互いに支え合って解決に結びつける地域福祉活動の創出を支援します。

具体的な取り組み①	今後の推進方策
【地域福祉協議会の設置】	<p>①設立地域に偏りがあるため、生活支援体制整備事業との連携も視野に市内を東西南北に分け、各地域ごとに設立に取り組みます。</p> <p>②色々な関係機関が地域において組織化をしており、内容が一部重複しているもの（コミュニティ協議会、生活支援体制整備事業、教育委員会）があるため、他の組織と機能が重複している場合などは既存組織を地域福祉協議会として活用することも検討します。</p>

目標					
項目	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
設立数	5件 (累計20件)	5件 (累計25件)	5件 (累計30件)	5件 (累計35件)	5件 (累計40件)
関係機関との連絡会の開催	1回	2回	2回	2回	2回

具体的な取り組み②	今後の推進方策
【地域福祉協議会の活動】 ・地域福祉協議会研修会の開催（年1回）	<p>①地域のリーダーによって活動に差があるため、協議会向けの活動マニュアル等を作成し、地域福祉協議会の役割や活動、基本的な進め方が分かるようにします。</p> <p>②今後設立地域を広げるにあたり、効果的なサポート体制を構築するためには、全社協職員の理解と協力が必要であることから、担当課だけではなく、全ての職員が取り組むことができるような体制を作ります。（地区担当制など）</p>

目標					
項目	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
活動マニュアル	作成・周知・活用				→
地区担当制	協議・検討 (地区担当制)	導入		→	

具体的な取り組み③	今後の推進方策
【子ども食堂への活動支援】 ①情報提供(随時) ②子ども食堂ネットワーク連絡会の開催(年2回)	①更なる活動の活性化に向け、必要な情報の提供を行うとともに、既存の子ども食堂との連携も図りつつ、新たな設立に向け、相談支援に努めます。 ②子ども食堂への継続的な支援を得るため、広報誌等を活用して協力企業の募集を行います。

目標					
項目	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
設立に向けた相談支援	随時		→		
協力企業の募集	社協だよりや各種連絡会等で広報		→		
食料支援	随時	→			
子ども食堂ネットワーク連絡会	2回	2回	2回	2回	2回



地域福祉協議会設置



地域福祉協議会定例会

(2)多機関協働事業

1つの機関では対応できない複雑・複合的な課題がある世帯に対し、高齢・障がい・児童・生活困窮等の各関係機関が包括的に支援する体制を構築します。

具体的な取り組み	今後の推進方策
①複合的課題を抱える世帯の支援 ②重層的支援会議(分野を超えたチームでの支援会議)の開催 ③相談支援機関のネットワーク構築 ④重層的支援体制整備事業への移行に必要な取組 ⑤総合相談事業(心配ごと相談所)	①事業開始から4年目になるが、積みあがった世帯情報を個人情報保護や業務効率化の観点から、システム管理する必要があるため、重層的支援体制整備事業に対応したシステムを導入します。(個人情報管理や関係機関との情報共有が可能であり、業務の効率化が図れる) ②重層事業の本格実施に向けた取り組みとして、必須事業であるアウトリーチ事業と参加支援事業が追加となるが、多機関協働事業を含め、市と社協で一体的に取り組む必要があるため、事業実施に向けて行政との協議を行います。

目標					
項目	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
相談支援管理システムの導入	導入				
複合的課題のある世帯への支援		実施			
重層的支援会議及び関係機関とのネットワーク構築		実施			
事業の本格実施	行政との協議	本格実施			



ふれあいネットワーク研修会



みんなでわいわい 子ども食堂

(3) ふれあいネットワーク事業

高齢者や障がいを持つ方々が住みなれた場所で、いつまでも安心して暮らし続けるために、身近な地域(例えば町内会や自治会単位)ごとで見守りや声かけ訪問等を行い、問題の早期発見、早期解決に努めます。

具体的な取り組み①		今後の推進方策
①見守り隊の設立	②見守り隊の活動支援	①見守り活動組織のメンバーの高年齢化や、活動の核となる人材などの担い手が不足しているため、次世代メンバーの育成を図っていきます。
③ふれあいネットワーク連絡会の開催 (年1回)		②今後、コロナ等の感染症が拡大した場合、訪問での見守りが難しくなることから、行政等と連携しスマートフォン等を活用した非訪問型の見守り体制の構築を検討します。

目標					
項目	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
見守り隊設立数	43件 (新規2件)	45件 (新規2件)	47件 (新規2件)	49件 (新規2件)	51件 (新規2件)
見守りサポーター養成講座の開催	協議・検討	3回シリーズ	3回シリーズ	3回シリーズ	3回シリーズ
連絡会の開催	1回	1回	1回	1回	1回
非訪問型見守り体制の構築	調査・研究	実施			→

具体的な取り組み②		今後の推進方策
身寄りのない方々を社協がコーディネート・ネットワーク化し、身寄りのない人同士が支え合う仕組み作りの支援。 【事業名】 (仮称)よろづで安心サポート事業 ・身寄りのない方々の把握・確認 ・当事者間のサークル(定例会)を開催 ・身寄り問題をテーマにした研修会の開催。		①身寄りのない人同士で支え合う仕組みとして、当事者間のサークル(定例会)を開催します。 ②身寄り問題をテーマにした研修会を実施します。

目標					
項目	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
身寄りのない方々の把握	R5年4月頃～地域包括等にヒヤリング	随時			
サークル(定例会)の開催	R5年7月頃～月1回(計9回)	12回	12回	12回	12回
研修会の開催	1回	1回	1回	1回	1回

(4) ふれあいいきいきサロン事業

地域の高齢者等が、公民館など地域の集会所へ気軽に集い、茶話会やレクリエーション等を通じて交流を深めることで、生きがいづくりや仲間づくりを促進し、孤独感の解消を図ります。

具体的な取り組み	今後の推進方策
①ふれあいいきいきサロンの設立 ②ふれあいいきいきサロンへの活動支援	①茶話会が中心となっているサロンが多く、男性の参加者が少ないため、男性の社会参加をテーマにした研修会を開催し、男性サロンの担い手になるような人材育成に努めます。 ②サロンの世話役が固定化されており、後継者不足が懸念されることから、サロンリーダー研修会を開催し、サロンの担い手になるような人材育成に努めます。 ③自宅からサロン会場まで距離がある場合など、移動手段がない方のために、自宅や空き家等を活用した徒歩圏域で参加できるサロンの立ち上げ支援を行います。

目標					
項目	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
男性サロン研修会の開催	協議・検討	1回	1回	1回	1回
リーダー研修会の開催	協議・検討	1回	1回	1回	1回
自宅開放型等サロンの立ち上げ支援	ニーズ調査	1件	1件	1件	1件

(5) ドライブサロン事業(生活支援型)

社会福祉法人の地域貢献活動の一環として、自ら保有するマイクロバス等を使用し、週1回程度買い物支援を実施します。

具体的な取り組み	今後の推進方策
①交通空白地域の実態把握	①買い物困難地域での更なる事業拡大のため、未実施の社会福祉法人等へ働きかけを行います。
②新たな協力法人等への働きかけ	②高齢化に伴い利用者が減少している区域について、社会福祉法人と協議を行い、必要に応じてルートの見直しを行います。
③ドライブサロン事業連絡会の開催 (年1回)	

目標					
項目	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
事業拡大	未実施法人等へ働きかけ				
社会福祉法人との協議・検討	随時				
ドライブサロン事業連絡会	1回	1回	1回	1回	1回

(6) ドライブサロン事業(生きがいづくり型)

社会福祉法人の地域貢献活動の一環として、自ら保有するマイクロバス等を使用し、市内外の名所・観光地へ送迎し、生きがいづくりを創出します。

具体的な取り組み	今後の推進方策
①新たな協力法人等への働きかけ	現在実施区域が市内的一部に限られているため、新たな協力法人等の開拓に努め、実施地域の拡大を図ります。
②ドライブサロン事業連絡会の開催 (年1回)	

目標					
項目	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
事業拡大	未実施法人等へ働きかけ				
ドライブサロン事業連絡会	1回	1回	1回	1回	1回

(7) ドライブサロンプラス事業

生活支援型ドライブサロンを実施していない地域等を対象に、社協で準備した車を週1回程度無償で貸し出し、当該地域の住民が主体となって、買い物に支援を要する住民をスーパー等へ送迎します。

具体的な取り組み	今後の推進方策
①市公共交通会議で事業説明 (令和5年6月頃)	①買い物支援を必要とする地域に対して、社協で準備した車両を週1回程度無償貸与します。
②車両の準備 (共同募金配分金の活用)	②広報誌等により事業PRを行い、利用拡大を図ります。
③参加希望の地域を募集(全10枠) 【月～金(午前／午後)】	③地域福祉協議会を設立している地域が対象であることから、この事業をとおして地域福祉協議会の設立につなげます。
④運転ボランティアの養成 (市内自動車教習所に協力依頼)	

目標					
項目	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
利用地区数	10地区	10地区	10地区 (運営見直し)	10地区 + α	10地区 + α
運転ボランティア養成	随時				



ドライブサロン事業(バスの乗り降り)



ドライブサロン事業(買い物風景)

(8) やすらぎの里づくり支援事業(支援行事開催事業)

鹿屋市に居住する子どもから大人までを対象に、輝北ふれあいセンターを福祉の拠点施設として様々な取り組みや活動を開催することにより、日々の生活にやすらぎを感じ、生きがいを見つけながら元気に活動できるよう地域と一体となって支援します。

具体的な取り組み	今後の推進方策
①講座実施事業(子育て講座、趣味講座、温泉入浴講習会、ふれあいクリエーション) ②検診実施事業(高齢者介護予防歯科検診) ③学習支援事業(高齢男性のための料理教室、小中学校学習支援教室、野菜、花づくり教室) ④講演会実施事業(生活習慣病予防のための食生活講演会) ⑤買い物等支援事業	参加者が減少傾向の講座(子育て講座、男性向け講座)があるため、講座受講者のアンケート結果をもとに、行政と協議のうえ内容の見直しについて検討します。

目標					
項目	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
講座・講演会の実施	9講座(30回)	9講座(30回)	9講座(30回)	9講座(30回)	9講座(30回)
アンケート調査					
買い物等支援					

(9) やすらぎの里づくり支援事業(通所付添サポート事業)

輝北ふれあいセンターの活動や施設利用等に自力で参加が難しい高齢者等の通所を可能とするため、住民参加による通所付添事業を創設し、その活動のために必要な支援を行うことにより、高齢者等の社会参加を通じた介護予防の推進と通いの場の活性化を図ります。

具体的な取り組み	今後の推進方策
利用登録者の移動支援のため、付添サポーター(2人1組)による、自家用車を利用した移動の付添(ボランティア活動)を実施。	サポーターの高齢化や健康上の問題で活動できるサポーターが減少しているため、行政と連携を図りサポーター確保に努めます。(登録は4組8人であるが、現在は2組4人で活動している)

目標					
項目	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
サポーターの確保	3組 (新規1組)		4組 (新規1組)		5組 (新規1組)
サポーター養成講座(市と共催)	1回	1回	1回	1回	1回
延べ利用者数	180人 (新規15人)		240人 (新規60人)		300人 (新規60人)

(10) やすらぎの里づくり支援事業(やすらぎサロン)

高齢者が身近な地域で集い、交流するとともに、介護予防又は認知症予防等のサービスをとおして、自立した生活を支援します。

具体的な取り組み	今後の推進方策
<p>家に引きこもり、社会的に孤立しがちな独居高齢者等をサロン活動に参加させ支援する。</p> <p>①高齢者向けの健康及び生きがいに関する講座</p> <p>②日常動作訓練</p> <p>③創作・趣味活動及びレクリエーション活動等</p>	<p>①要介護2の利用者まで対応しており、介護を必要とする利用者が増加している。サロン活動や送迎及び入浴時の見守りが必要な利用者が多くなり、事故・転倒防止などの対策が必要になってきたため、利用者の介護度について、利用可能な基準の明確化など、行政と協議を行います。</p> <p>②高齢化・人口減少に伴い参加者が減少傾向であるなか、家に引きこもりがちな高齢者の把握やサロン参加の働きかけが不足しているため、近隣ネットワークと連携してサロン事業の周知や引きこもりがちな高齢者の把握に努めます。</p>

目標					
項目	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
利用可能な基準の策定	協議・検討・運用				
健康及び生きがいに関する講座	3 講座 (24回)				
日常動作訓練やレクリエーション活動等	随時				
高齢者の参加促進	ニーズ調査・サロン周知				

(11)つどいの広場事業

乳幼児をもつ親とその子どもが気軽にかつ自由に利用できる環境づくりに努め、子育て親子間の交流促進や子育てアドバイザーによる育児相談を行います。

具体的な取り組み	今後の推進方策
①子育て親子への集いの場の提供と交流の促進 ②子育てに関する相談援助の実施 ③地域の子育て関連情報の提供 ④子育て及び子育て支援等に関する講習等の実施 ⑤「地域子育て支援拠点事業」関係者との連携	近くに身寄りもなく、子育てに関する悩みごとを抱える方の相談に適切に対応するため、相談しやすい環境づくりに努めます。

目標					
項目	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
延べ利用者数	5,000人	5,000人	5,000人	5,000人	5,000人
相談支援	随時				
講習会回数	12回	12回	12回	12回	12回
講習会参加延べ人数	240人	240人	240人	240人	240人
イベント回数	6回	6回	6回	6回	6回
イベント参加延べ人数	120人	120人	120人	120人	120人

2 福祉教育やボランティア活動の推進

人や地域を思いやる「福祉の心」の醸成を図り、福祉に対する理解と関心を深め、地域住民の福祉意識の向上を目指します。

(1)ボランティアセンター事業

人や地域を思いやる「福祉の心」の醸成を図り、福祉に対する理解と関心を深め、ボランティア活動の推進やその環境づくりに努めます。

具体的な取り組み①	今後の推進方策
<p>【福祉教育の推進】</p> <p>①鹿屋市ふれあい健康福祉まつり(鹿屋市と共催)</p> <p>②福祉体験出前講座</p> <p>③ボランティア活動推進校連絡会(対象:市内41校のうち申請のあがった学校)</p> <p>④福祉・ボランティア作文コンクール(対象:市内の小学生・中学生・高校生)</p>	<p>①市民が地域の福祉活動やボランティア活動に触れてもらう機会が必要であるため、身近な福祉やボランティアを感じることができる魅力的なイベントを開催します。</p> <p>②超高齢社会を見据え、地域や学校と連携して子供たちの福祉教育を進めていく必要があるため、推進校の取り組みをお互いに共有できるような情報交換の場を設けます。</p> <p>③作文コンクールへの小学校低学年の部の応募点数が少ないため、低学年でも応募しやすい標語や絵画の作品募集も検討し、展示会などの場を設けます。</p>

目標					
項目	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
福祉まつり等イベント	内容検討・充実				
推進校助成金の再構築	協議・検討	実施			
作文応募者数	80人	80人	80人	80人	80人
標語・絵画応募者数	協議・検討	30人	30人	30人	30人

具体的な取り組み②	今後の推進方策
<p>【ボランティアの育成】</p> <p>①わくわくボランティア体験学習(対象:市内の小学校4・5・6年生)</p> <p>②サマー・ボランティア体験学習(対象:市内の中学生・高校生・大学生等)</p> <p>③ボランティア養成講座</p> <p>④災害ボランティア養成講座</p>	<p>①夏休みなどを通じて親子で参加できるようなボランティア講座が求められているため、新たな事業展開を図ります。</p> <p>②QRコード等の活用など講座申込の手続きの簡素化を図り、気軽に参加申込が出来る環境を整えます。</p>

目標					
項目	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
親子でボランティア体験学習参加人数	30人	30人	30人	30人	30人
サマー・ボランティア体験学習参加人数	30人	30人	30人	30人	30人
ボランティア養成講座参加人数	30人	30人	30人	30人	30人
災害ボランティア養成講座参加人数	30人	30人	30人	30人	30人
講座申込み方法	QRコードの活用				



福祉体験出前講座



わくわくボランティア体験学習

具体的な取り組み③	今後の推進方策
【ボランティアセンター機能の充実】 ボランティア活動に関する相談、情報提供、登録、斡旋	ボランティアの情報を気軽に入手出来るよう、広報誌やホームページ、SNS等でボランティアセンターの情報を市民に提供します。

目標					
項目	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
相談・斡旋	随時				
登録団体数	30団体 (新規3)	40団体 (新規10)	50団体 (新規10)	60団体 (新規10)	70団体 (新規10)
登録個人数	70人 (新規10人)	80人 (新規10人)	90人 (新規10人)	100人 (新規10人)	110人 (新規10人)
登録状況調査	—	実施	—	—	実施

(2)障害者社会参加促進事業

障がい者の社会参加を促進する事業を実施し、障がい者の社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加の促進を図ります。

具体的な取り組み①	今後の推進方策
【奉仕員養成講習会事業】 ①手話奉仕員養成講習会 ②要約筆記奉仕員養成講習会 ③点訳奉仕員養成講習会 ④音訳奉仕員養成講習会	SNSの活用など障がい者のコミュニケーションの方法や情報入手手段が変化してきているため、必須事業の手話以外の奉仕員養成講習会については、今後、実施のあり方について検討します。

目標					
項目	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
手話奉仕員養成講習会参加人数	30人	30人	30人	30人	30人
要約筆記奉仕員養成講習会参加人数	5人	事業の在り方について協議・検討	新たな取り組みで実施		

点訳奉仕員養成講習会参加人数	5人	事業の在り方について協議・検討	新たな取り組みで実施		
音訳奉仕員養成講習会参加人数	5人				

具体的な取り組み②	今後の推進方策
<p>【意思疎通支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①手話通訳者の派遣 ②要約筆記者の派遣 ③手話通訳者専門研修会の開催 (年1回) ④声の広報等発行事業 	支援者が利用者の声に触れる機会が求められているため、利用者の声を聞く機会を設けます。

項目	目標				
	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
手話・要約派遣	必要な方へ届くよう、周知徹底、ニーズに合った派遣調整				
手話通訳者専門研修会の開催	1回	1回	1回	1回	1回
声の広報等発行事業	広報かのや24回 社協だより4回				
利用者のニーズ調査	内容検討・実施				



手話奉仕員養成講習会



要約筆記活動

(3) ファミリー・サポート・センター事業

地域において育児又は家事の援助を受けたい者と援助を行いたい者が会員になって支援を行うことにより、仕事と育児を両立できる環境を整備します。

具体的な取り組み	今後の推進方策
①会員の募集及び登録活動	サポート会員の高齢化が進む中、送迎のサポート依頼が増えてきており、対応できるサポート会員が少なくマッチングが難しくなってきているため、新たなサポート会員の確保に努めると共に、現利用会員がサポート会員にもなってもらえるように働きかけを行います。
②相互援助活動の調整	
③講習会、研修会等の開催	

目標					
項目	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
サポート会員の確保	340人 (新規20人)	360人 (新規20人)	380人 (新規20人)	400人 (新規20人)	420人 (新規20人)
登録講習会	3回	3回	3回	3回	3回
フォローアップ講習会	1回	1回	1回	1回	1回
全体交流会	1回	1回	1回	1回	1回

(4) 鹿屋市高齢者元気度アップ・ポイント事業等

65歳以上の高齢者が行う健康づくりや社会参加の取組に対して、ポイントを付与して活動を活性化し、健康寿命を延伸し、要介護状態への進行防止に努めます。また、介護保険施設等におけるボランティア活動や在宅高齢者等の支援活動に対して、ポイントを付与することにより、地域における高齢者支援の担い手の育成に努めます。

具体的な取り組み	今後の推進方策
①登録及び手帳の交付	高齢者の健康づくりや社会参加活動の場を増やし閉じこもり等を防ぐ必要があるため、ボランティア活動への斡旋など、高齢者の社会参加促進に努めます。
②ポイントの付与及び管理並びに転換交付金等の交付	
③フォローアップ研修会の開催	
④普及啓発	

目標					
項目	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
登録人数	3,400人 (新規200人)	3,600人 (新規200人)	3,800人 (新規200人)	4,000人 (新規200人)	4,200人 (新規200人)
ポイント交付 人数	1,000人 (新規200人)	1,200人 (新規200人)	1,400人 (新規200人)	1,600人 (新規200人)	1,800人 (新規200人)
研修会の開催	400人	400人	400人	400人	400人

(5)鹿屋市高齢者地域支え合いグループポイント事業

65歳以上の高齢者を含むグループによる互助活動等の社会参加に対し、地域包括ケアシステムにおける自助・互助の住民参加の意識を醸成します。

具体的な取り組み	今後の推進方策
①グループの登録 ②グループの活動促進及びグループの活動実績の把握 ③ポイントの付与及び交換並びに転換交付金等の交付 (1ポイント1,000円(上限6万円)) ④フォローアップ研修会の開催 ⑤普及啓発	高齢者等が生活支援の担い手として活躍する機会が求められているため、地区ごとにグループ研修・交流会を企画し、地域の活動について情報交換を行います。

目標					
項目	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
登録団体数	300団体 (新規20団体)	330団体 (新規30団体)	360団体 (新規30団体)	390団体 (新規30団体)	420団体 (新規30団体)
ポイント交付 団体	280団体 (新規30団体)	310団体 (新規30団体)	340団体 (新規30団体)	370団体 (新規30団体)	400団体 (新規30団体)
研修会の開催	300団体 (地区ごと)	330団体 (地区ごと)	360団体 (地区ごと)	390団体 (地区ごと)	420団体 (地区ごと)

(6) 災害救援活動支援事業

鹿屋市内で災害が発生した際に、市役所・県社協・鹿屋青年会議所・大隅災害復旧ボランティア等と連携し、災害ボランティアセンターの設置・運営を行います。また、災害が発生した場合を想定した訓練を実施するとともに、平時から各種団体等との連携を図ります。

具体的な取り組み	今後の推進方策
①関係団体等との関係づくり(市役所・県社協・鹿屋青年会議所・大隅災害復旧ボランティアなど)	①コロナ禍での災害ボランティアセンターの運営(ボランティア受入体制やスケジュール調整など)について、ICTを活用した災害ボランティアセンターの運営を検討します。
②災害模擬訓練・研修会	②関係団体等との連携を図ることを目的に、定期的な連絡会、研修会等を実施し、情報共有を図ります。
③災害支援活動(市内・市外の災害発生時)	③発災前からの情報共有や災害時対応などを市と連携し、町内会での防災訓練を実施するなど、防災や減災について住民の意識高揚を図ります。

目標					
項目	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
ICTの活用	災害ボランティアセンター運営へのICT導入を検討。				
4者会議	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上
防災訓練の実施	町内会2か所	町内会2か所	町内会2か所	町内会2か所	町内会2か所



防災支え合いマップづくり



つどいの広場イベント

3 いきいきとした日常生活の支援

日常生活の様々な相談に応じ、福祉に関する情報を提供するとともに、各種福祉事業をおして安心して生活出来る環境づくりに努めます。

(1) 権利擁護推進事業

高齢者や障がい者等の意思能力や生活状況に応じ、成年後見制度や福祉サービス利用支援事業を活用して、権利擁護の推進を図ります。

具体的な取り組み	今後の推進方策
<p>①成年後見業務の実施 「財産管理」 本人の財産内容の把握、年金の受領、必要な経費の支出といった出納の管理、預貯金通帳や保険証書等の管理など</p> <p>「身上監護」 介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設への入退所の手続き、費用の支払いなど</p> <p>②市民向けの制度啓発に関する事業 ・市民後見人養成講座の開催 ・成年後見制度を中心としたセミナーの開催</p>	<p>①権利擁護・成年後見制度は、市民の方々にあまり知られていないことから、成年後見制度に関する市民の理解を高めて利用を促すため、鹿屋市、民生委員、保護司会、地域包括支援センター、肝属地区障がい者基幹相談支援センター等の関係機関と連携し、周知を図ります。また、市民向け権利擁護セミナーを開催します。</p> <p>②更なる需要に対応するための体制整備が必要になることから、中核機関として体制強化や機能の充実を図ります。</p> <p>③市民後見人登録者のフォローアップがなされていないため、市民後見人フォローアップ研修を実施し、市民後見人の育成に努めます。</p>

目標					
項目	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
成年後見業務	実施				→
被後見人等の受任	14人	15人	16人	17人	18人
広報周知	社協だよりやチラシ等による広報				→
セミナーの開催	1回	1回	1回	1回	1回
中核機関の設置	設置				→

フォローアップ研修会	1回	1回	1回	1回	1回
市民後見人養成講座	実施内容検討	実施	—	実施	—
市民後見人登録者数	24人	35人	35人	50人	50人

(2) 福祉サービス利用支援事業

福祉サービスの利用や日常的な金銭管理に関して、自分ひとりでは判断が困難な方に対して、「福祉サービスの利用援助」「日常的金錢管理サービス」「書類等の預かりサービス」を提供し、住み慣れた地域で安心した生活が送れるように支援します。

具体的な取り組み	今後の推進方策
①福祉サービスの利用援助 福祉サービスの利用開始・利用解除を行う際の手続き、利用料の支払い、住宅改造や居住家屋の賃貸に関する情報提供・相談	①この事業は地域包括支援センターやケアマネージャーなど専門的な機関等の認知度は高いが、一般市民の方々へはあまり知られていないため、鹿屋市、民生委員、地域包括支援センター、肝属地区障がい者基幹相談支援センター等と連携し、パンフレット等により周知を図ります。
②日常的金錢管理サービス 利用者の日常生活で必要となる預貯金の払い戻し・預入れ・解約、医療・福祉サービス利用料金、公共料金、家賃の支払い手続き	②利用希望者は年々増加傾向にあるが、ここ数年新型コロナの影響や人員体制の問題で新規契約の手続きが滞っており、サービス利用待機者が多いことから、今後利用者の増が予想されるため、利用促進と効率的な事業運営のために専門員と支援員の人員体制強化を図ります。
③書類等預かりサービス 年金証書、預貯金通帳、権利証、実印銀行印等の預かり	

目標					
項目	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
広報周知	社協だよりやチラシ等による広報				
利用契約者数	70人	80人	90人	100人	120人
専門員体制強化	協議・検討			専門員の拡充	

(3)障害者基幹相談支援事業

令和元年度から事業の全面受託に伴い、鹿屋市や肝属地区の社会福祉法人からの出向等により相談員等を配置している。障がい者、障がい児及びその保護者又は障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じるとともに、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援します。

具体的な取り組み	今後の推進方策
①障がい者相談支援事業(障がい者・家族等を主な対象)	①障がい者基幹相談支援センターは、市民の方々にあまり知られておらず、困っている人に行き届いていない可能性があるため周知を図る必要があり、センターに関する市民の理解を深め、利用を促すため、鹿屋市、地域包括支援センター等の関係機関と連携し、パンフレットや広報等を通じた周知、相談の充実を図ります。また、市民の理解を高める市民向けセミナーを開催します。
②相談支援事業(事業者を主な対象)	②肝属地区を対象に支援を行っているが、相談件数のうち約8割は鹿屋市で、その他(垂水市、肝付町、東串良町、錦江町、南大隅町)の件数は約2割となっており、基幹センターの機能を十分に生かすことができていないことから、各市町と連携を図り、鹿屋市外の出張相談会の開催数を増やすことや、市役所や町役場との情報交換の場を定期的に設けます。
③地域生活支援拠点等の整備に向けた各機能の仕組みづくり	
④肝属地区障がい者基幹相談支援センター運営協議会の運営	
⑤肝属地区障害者自立支援協議会の運営補助	
⑥肝属地区障がい者虐待防止センターの運営	

目標					
項目	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
広報周知	社協だよりやチラシ等による広報				→
セミナーの開催	1回	1回	1回	1回	1回
出張相談会	24回	24回	36回	36回	36回
市町との情報交換会	協議・検討	3回	3回	3回	3回
肝属地区自立支援協議会専門部会	10回	10回	10回	10回	10回

(4) 心配ごと相談事業

市民を対象に一般的な相談から専門相談まで、さまざまな相談に応じます。

具体的な取り組み	今後の推進方策
【一般相談】 ・平日9時～12時 相談員2名	①財産や土地の問題など弁護士・司法書士の相談が増え 弁護士相談は2,3ヶ月待ちの状態であり、市民ニーズに即 応しきれていないため、市民の相談ニーズに即応できる相 談機能を検討します。
【専門相談】 ・弁護士(法律相談) 毎月1回 ・司法書士(財産・登記相談) 每月3回 ・税理士(税務・経営相談) 每月1回 ・行政書士(終活相談) 每月1回	②さまざまな広報媒体を活用し市民への相談所の周知に努 める。

目標					
項目	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
新たな相談種別	調査・検討	実施			
一般相談・専門相談		実施			
広報周知	社協だより、福祉プラザ通信、市広報、公共施設や関係機関等へのポスター掲示による周知				

(5) 生活福祉資金貸付事業

生活困窮者(低所得者・障がい者・高齢者)世帯に対して資金を貸し付けるとともに、適切な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を支援します。

具体的な取り組み	今後の推進方策
①県生活福祉資金の相談対応	①県生活福祉資金の償還指導業務への対応について、県社協との同行訪問を含めた償還指導を実施します。
②県生活福祉資金償還指導、償還免除者への対応	②コロナ特例貸付の償還免除・償還猶予業務への対応について、市自立相談支援機関と連携し、貸付後の継続的な自立に向けた支援を行います。
③生活福祉資金の広報活動	

目標					
項目	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
相談受付	随時				
償還指導 (県社協と訪問)	随時				
広報啓発	社協だよりや チラシ等による 広報				

(6)市生活福祉資金貸付事業

鹿屋市に居住する低所得世帯で、他から資金の借り入れができず、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった者に本資金の貸付を行うことにより、生活の安定と福祉の増進を図ります。

具体的な取り組み		今後の推進方策			
①市生活福祉資金の相談対応 ②償還指導		①償還指導を行っていても、約束通りに償還が履行されないケースが多いため、償還指導が可能な世帯については、催告書の送付や電話または訪問による現状の聞き取りを行い、適切な償還指導につなげていきます。 ②保証人が亡くなっているために償還指導を行うことが出来ない世帯もあるため、償還が困難な世帯については現状調査等を行い、十分な協議を行った上で償還金の免除について検討します。			

目標					
項目	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
相談受付	随時				
償還指導	随時				
償還免除	調査・検討		決定	調査・検討	

(7)かごしまおもいやりネットワーク事業

地域における公益的な取組み及び社会福祉関係者との協働の取組みとして、生活のしづらさを抱える地域住民等を対象に相談支援や経済的支援を行うことで包括的に支援し、自立を促進します。

具体的な取り組み	今後の推進方策
①相談対応 ②かごしまおもいやりネットワーク事業ワーキング部会への参加 ③相談員・コミュニティワーカー研修会への参加 ④かごしまおもいやりネットワーク事業加入法人連絡会の開催	①鹿屋市内の他の加入法人では支援の実績がなく、事業の周知が十分ではないため、鹿屋市内の加入法人を集めた連絡会を定期的に開催し、事業の周知や法人連携を図ります。 ②支援後における継続的なフォローや事後調査等の方法を確立し、市自立相談支援機関と連携しながら、支援後の自立に向けて継続的なフォローに努めます。 ③支援を受けた当該事業に再依存しないよう、関係機関と連携し、早期の自立支援に努めます。

目標					
項目	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
法人連絡会の開催	1回	1回	1回	1回	1回
相談支援	随時				

(8)法外援護事業

小口資金貸付等の他法他施策により対応できない一時的な生活困窮者に対し、人道的な観点から緊急に現金を給付し、生活の安定と自立の促進を図ります。

具体的な取り組み	今後の推進方策
・相談対応	おもいやりネットワーク事業での対応可能なケースが増え、法外援護の実施が少ないため、おもいやりネットワーク事業と法外援護事業との棲み分けを明確にします。

目標					
項目	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
相談支援	随時				

(9) 食料支援事業

生活に困窮し食料に困っている世帯に対し、食料支援を行うことで生活の安定と自立の促進を図ることを目的とします。

具体的な取り組み	今後の推進方策
①相談対応	食料品以外の日用品が不足する世帯など、支援物資のニーズが多様化しているため、日用品についても一定量を確保します。
②協定締結先との連携	
③食料品及び日用品、寄付物品などの支援物資の備蓄・管理	

目標					
項目	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
食料支援の実施	随時				→

(10) 広報・啓発活動

社協だより等を通じて、社協活動を広く市民へ周知広報することで、社協活動の見える化を図ります。

具体的な取り組み	今後の推進方策
社協だよりの発行(年4回)、ホームページやフェイスブックの運用、社協フロア内での社協活動のパネル掲示	<p>①広報内容やデザインが定番化していることや発行回数が少なくタイムリーな記事掲載が難しいこと、財源の確保が課題であるため、広報誌のコストの見直し(発行部数・デザイン等)を検討します。</p> <p>②フロア内展示の更新にタイムラグがあるため、3か月程度を目途に更新に努めます。</p> <p>③ホームページやフェイスブックの更新に迅速性がないため、事務決裁方法の見直しを検討します。併せて、新たにインスタグラムの活用も検討します。</p> <p>④FMかのや放送枠の活用など、イベント情報などの発信を検討します。</p>

目標					
項目	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
SNSの活用	協議・検討導入				
広報誌コスト見直し	協議・検討	実施	→	見直し (協議・検討)	実施
展示の更新	随時				
事務決裁の見直し	協議・検討・ 実施				
FM放送の活用	随時				



見守り活動



ふれあいいきいきサロン



ファミリーサポートセンター



福祉まつり

関連資料

1 計画策定のための組織体制

種 別	業 務	メンバ-
○理事会	・計画の承認	・理事
○地域福祉推進計画策定委員会	・計画(案)決定	・管理職、支所長
○地域福祉推進計画作業部会	・計画の位置づけ ・現状・課題整理 ・課題に対する対策の検討 ・計画(案)作成	・課長補佐 ・室長 ・係長 ・事業担当職員

策定委員会及び作業部会メンバー

種 別	人 数	職 名	氏 名
策定委員会	6 人	事務局長 事務局次長 総務課長 吾平支所長 串良支所長 輝北支所長	古川 良孝 清水 直樹 永田 博光 前田 忠盛 下仮屋 佐智雄 後堂 博行
作業部会(担当者)	12 人	総務課長補佐 地域福祉課長補佐 在宅福祉サービス室長 総務課財務係長 総務課主事 地域福祉課地域福祉係長 地域福祉課主査 地域福祉課主事 地域福祉課主事 在宅福祉サービス室主事 輝北支所業務主任	富松 謙一 井神 純一 岩元 伸司 園田 すみ子 江並 伸之介 高江 行夫 坂口 和博 曾原 真維子 上園 健斗 木場 令那 橋口 誉己 田之上 照文

2 地域福祉推進計画策定スケジュール

月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
理事会 評議員会						
	15日 第一回理事会	24日 第二回評議員会				
			•計画策定の意義 •現状把握、課題の報告 •推進項目、対応策の報告			
策定委員会	26日 第一回策定委員会	14日(9:00) 第二回策定委員会	21日(13:30) 第三回策定委員会	7日(13:30) 第四回策定委員会		
			•計画課題報告 •対策(案)決定	•計画(案)の審議	•計画(案)の説明 •決定	
作業部会 (作業班)	20日 第一回作業部会 作業班	24日 第二回作業部会 作業班	31日 (17:30) 第三回作業部会 作業班	9日(13:30) 第四回作業部会 作業班	14日(10:00) 第五回作業部会 作業班	12日(17:30) 第六回作業部会 作業班
				•課題に対する 対策(案)の作成	•計画(案)の修正 修正後の最終確認	•計画(案)の確認を行う。
					31日(17:30) 初旬	※策定委員会にて修正 要求があった場合のみ
					28日 初旬	•計画(案)の修正 •計画素案作成
					28日 初旬	•課題に対する 対策(案)作成
						•課題抽出

3 作業部会におけるスケジュール

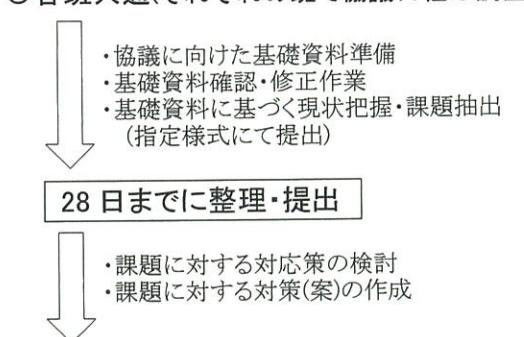
鹿屋市社会福祉協議会

地域福祉課

1 作業班の設置及び協議

作業部会においては、協議検討を迅速かつ効率的に行っていくために、更に3つの作業班に分け、それぞれの担当事業について、資料作成・現状把握・課題抽出・対応策の検討及び事業の方針と数値目標の設定を行う。

2 作業班編成及びスケジュール

班 別	A 班	B 班	C 班
班 員 (★班長)	★ 井神 純一 高江 行夫 田之上 照文 江並 伸之介	★ 富松 謙一 坂口 和博 上園 健斗 橋口 誉己	★ 岩元 伸司 園田 すみ子 曾原 真維子 木場 令那
担当事業	○地域力強化推進事業 ・地域福祉協議会の設立 ・地域福祉協議会の活動支援 ・子ども食堂の活動支援 ○ふれあいネットワーク事業 ・見守り隊設立 ・研修会等の開催 ○ふれあいいきいきサロン事業 ・サロンの設立・支援 ○ドライブサロン事業 ・ドライブサロン設立 ・ドライブサロン実施・利用者 ・連絡会 ○ファミリー・サポート・センター事業 ・会員募集及び活動回数 ・全体交流会 ・フォローアップ講習会 ○やすらぎの里づくり支援事業 ・各種支援事業 ・通所付添サポート事業 ・やすらぎサロン事業	○多機関協働事業 ・課題を抱える世帯の支援 ・重層的支援会議 ・心配ごと相談事業 ○権利擁護推進事業 ・法人後見事業 ・福祉サービス利用支援事業 ○生活困窮者支援事業 ・生活福祉資金貸付事業 ・市生活福祉資金貸付事業 ・おもいやりネットワーク事業 ・法外援護事業 ・食料支援事業 ○障害者基幹相談支援事業 ○災害救援活動 ・関係団体等との関係づくり ・災害模擬訓練・研修会 ・災害支援事業 ○広報・啓発活動	○ボランティアセンター事業 ・ボランティア協力校 ・ボランティア連絡協議会 ・福祉体験出前講座 ・ボランティア養成講座及び 体験学習 ・ボランティアセンター運営委員会 ○障害者社会参加促進事業 ・各種奉仕員養成講習会 ・意思疎通支援事業 ○つどいの広場事業 ・開設日数及び利用者 ・講習会 ・イベント ・相談件数 ○高齢者元気度アップポイント 事業 ○高齢者地域支え合いグループ ポイント事業
月 日	作業部会開催		
10 月	20 日 24 日 31 日 (17:30)	○第1回作業部会 ・計画策定の意義・策定に向けた今後のスケジュール ・推進項目の設定及び作業班編成 ○第2回作業部会 ・現状把握・課題の確認	作業班協議内容及び時期  <p>○各班共通(それぞれの班で協議日程は調整)</p> <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議に向けた基礎資料準備 ・基礎資料確認・修正作業 ・基礎資料に基づく現状把握・課題抽出 (指定様式にて提出) <p>28日までに整理・提出</p> <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題に対する対応策の検討 ・課題に対する対策(案)の作成

月	日	作業部会開催	作業班協議内容及び時期
11 月	9 日 (13:30)	○第 3 回作業部会 ・課題に対する対策(案)の作成	<p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 8 日までに整理・提出 ・課題に対する対策(案)を指定様式にて提出 ・事業ごとの推進目標(数値目標)の設定 ・計画素案の作成 </div>
12 月	14 日 (13:30)	○第 4 回作業部会 ・計画(案)の作成	<p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 初旬までに整理・提出 <u>《12 月 21 日開催予定の第3回策定委員会で 計画(案)修正要求があった場合》</u> </div>
1 月	12 日 (13:30) 31 日 (13:30)	○第 5 回作業部会 ・計画(案)の修正 ○第6回作業部会 ・計画(案)の修正後の最終確認	<p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 初旬までに整理・提出 ・修正要求に基づき、該当事業の計画(案)を再検討 ・再検討に基づく計画(案)を再提出 </div>
2 月	7 日 (13:30)	第 4 回策定委員会(計画案の決定)	
3 月	17 日 28 日	第 3 回理事会(計画の承認) 第 3 回評議員会(計画の説明)	

注 1) 作業班については、必要に応じ、嘱託職員等の参加を求める場合もある。

注 2) 第 5 回作業部会は、第 3 回策定委員会で計画(案)修正要求があった場合のみの開催とする。

注 3) 計画は、第 3 回理事会に議案として上程し承認を得るものとする。

4 地域福祉活動推進計画評価シート

事業名	事業の目的	具体的な取り組み	課題												課題に対する対応策 (今後の推進方策)												(できるだけ数値化、難しい場合は言語化)												評価												今後の方針性											
			過去4年間の実績				年度				R5年度				R6年度				R7年度				R8年度				R9年度				R10年度																															
			項目	年度	R1年度	R2年度	項目	年度	R1年度	R2年度	項目	年度	R1年度	R2年度	項目	年度	R1年度	R2年度	項目	年度	R1年度	R2年度	項目	年度	R1年度	R2年度	項目	年度	R1年度	R2年度	項目	年度	R1年度	R2年度																												